

第四節 商務官の創設並びに臘肭獸保護条約の締結

第一款 商務官の創設

我国の通商發展に資すべき補助機関として明治四十三年七月公布の商務官の新制度は、これまた小村の第二次外務大臣として、その外交方針の一基調と為せるいわゆる国力の發展を企図する上に於て重要な一計画であつた。事は行政機関に一新職を加えたに過ぎぬので、その成否は以て深く牛刀の利鈍を論ずるに足らぬといはばいい、しかもこの種の官職を設くる必要は政府が夙にこれを認め、曾て明治三十五年に農商務省は駐外商工業務官五名の設置を計画し、その予算を議會に要求したが、否決に遭い、翌三十六年再び同予算の提出があつたが、議會解散のために成立せず、爾來その儘に打過ぎていたのを、今回小村に至つて遂に始めて当初の目的を達したこと、また彼の一功業に加えざるを得ない。

想うに当時國際通商の關係は年を追うて複雑を加え、列國競争これに伴つて激甚を呈して來たのに顧み、その間に処して我が商運の隆昌を期するには、從來の領事官制度のみにては足りないものがある。蓋し領事官はその任地に駐在して我が臣民を保護し、通商航海に關する我國の利益を維持増進すべき常駐の機関で、殊に裁判權を有する國にありては我國の法規を執行するの職責をも負うものであるから、一意専心商權の拡張に任じてその調査研究に従うが如きは、事實多くは難しとする所である。されば範を欧米各國の当該制度に採り、領事官の補助機関として商務官を新

設し、在外公館の附屬として專政的にその任に當らしむるのは、時務の須要に應ずる一方案で、かつ既に領事官の補助機關であるから、その所管庁は往年の駐外商工事務官の計画を踏襲せず、これを外務省の所屬とするのが至当で、かつ便宜の多きことまた論を俟たない所である。

小村はこの趣旨の下に案を具して閣議に諮り、また關係官庁との間に商議を遂げ、その結果これに關する經費七万六千余円を明治四十三年度の外務省予算に計上し、これを第二十六帝國議會に要求した。小村は貴衆兩院に於て右提出の理由を演述し、殊に四十三年二月二十二日の貴族院予算委員第二分科会に於ては、詳に商務官の設置の必要、その採用方針、その任地に於ける官公衙關係等を説述した。そして議會はこれに協賛を与えたので、彼は商務官の官制、その給与待遇、特別任用等に關する成案を立て、四十三年七月これに關する勅令の公布があつた。これに依れば、商務官は定員四人とし、海外の貿易上極要の地にこれを置き、外務大臣の指揮監督を承けて海外貿易の調査に關する事務を掌らしめ、その給与及び經費に關しては大体に於て在外公館費用條例を準用し、その任用については、同官制中に「當分の間俸給予算定額内に於て勅任官又は奏任官の待遇を受くる商務官を置くことを得」の規定を設け、別に商務官特別任用令として、外交官または領事官たるの資格を有するもの、外交官または領事官の職にあるもの、中より任用するを得と定めた。蓋し商務官の如きは、独り官吏資格者に限らず、民間の財務または商工業の知識經驗あるものに就き広く適材を簡選するに利あること論なきも、これを法制上より觀れば、資格無制限の簡選は文官任用令の統一及び他の官職の權衡上好ましからざる關係もあるので、商務官は一般文官たるの性質から離れしめず、随つてその任用は原則として一般文官任用令によらしめ、同時に外交官領事官よりの特別任用の道を開き、民間よりの簡

拔は特別に係る待遇官とし、その任用待遇は一にこれを外務大臣の裁量に委任せしめ、以て民間適材の簡選と文官任用令の統一との調和を計つたものと見るべく、たゞ待遇官の任用を当分の内としたのは、同一の官職に於て一般文官と待遇官とを永久的に併立せしむることの官制上面白からざるに顧み、該特例の一時的に止まつて永久的にあらざるの意を明かにし、以て官制統一の原則に留意したものと解すべきである。

右の外小村は別に商務官の職務に関する準則を立て、商務官の任命と共に訓令として之を達示する所があつた。この準則は、当年の商務官制度の内容を審知するについて有用の資料であるから、その要領を左に抄出する。

第一。商務官はその職務区域内に於ける商工業並に一般経済の状況を調査し、内地各産業の状態をも視察して適切な指針を当業者に示し、かつ内外当業者の間に立ちて仲介の勞を執り、以て我が貿易の進捗を計るべく、随つて商務官は特に (一)管内産業の状況、経済政策の施設に関する調査に努め、意見を具して定期または随時に報告し、(二)管内に於ける本邦よりの輸入品の状況及び将来に関し最も精細に調査し、これを機敏に報告し、(三)内外商工業者の依頼により我が商品販路の拡張に関する取調を為し、進んで当業者の間に立ちて商工業経営上諸般の斡旋仲介を為し、(四)我が商工業の参考となるべき商品の見本を蒐集して本邦に回送し、及び本邦より送附を受けた見本を管内に配付し、(五)外務大臣、農商務大臣、駐在国大使及び公使の命令または依頼に係る事項の調査報告を為し、(六)以上の目的を達するため時々管内を旅行し、毎年または隔年外務大臣の許可を経て帰朝の上報告説明し、かつ本邦内各生産地及び貿易地をも視察して内外経済の調節を計り、(七)職務上取扱つた事項に関し、少くも毎年二回定期に事務報告を提出することを要すとする。

第二。商務官の駐在地及び職務区域は内外の事情に依り外務大臣がこれを定むべきも、差向き駐在地は上海、香港、ロンドン、ニューヨークとし、その職務区域は上海は江蘇、浙江、江西、安徽、河南、湖北、湖南、四川の八省、香港は広東、広西、雲南、貴州、福建の五省、並に印度支那、暹羅、海峽植民地、南洋諸島とし、ロンドンは英、仏、西、葡、伊の五国とし、ニューヨークは北米合衆国、カナダ、メキシコとする。

第三。商務官の我が国代表者及び領事官との関係については、(一)商務官はその職務区域を管轄する我が大使館又は公使館附とし、事務所は駐在地の総領事館内に設け、(二)その職務執行上外国官憲との公式的交渉を要する場合には総て我が外交官または便宜に応じて領事官に依頼し、(三)通商上の調査事務に関しては我が領事官と協同して行ふを得べく、(四)また調査報告の正確を期し、かつ重複を避くるため、領事官と互に報告を回示することを要する。

第四。商務官は駐在地総領事館に属する館員中、商務官の事務補助の業務を命ぜられたものに対しては、これに職務を命ずることを得べく、また職務執行上必要な事務員をば事務費の範囲内に於て雇傭することを妨げない。

商務官の構成はかくの如くにして成り、所在の各員はいづれもその職に就き、世上また多大の望をその将来の活動に囑した。されど小村はこれが充分の成績を目標するに至らずして一年の後に逝き、そして該制度は次で大正二年に山本内閣の行政整理の余波を受け、生育僅に四年ならずして夭折したのは、泉下の小村に於て多少の感慨なきを得ない所であつたらう。たゞ時運は長えにこれが廢絶を許さない。殊に第一次大戦中、我が政府に於てはこの種の吏員の海外駐在の要を深く感じ、臨時に農商務省関係吏員を世界各方面に派遣して市場開拓の任に当らしめ、相應の功績を

挙げた事実もあり、旁々商務官は後年内田外相の時その復活を見るに至つたことは、聊か以て小村の意を安んじ得たことであらう。

第二款 鰐鰐保護条約の締結

事は当業者以外に甚しき利害関係なく、随つて世人の注目は割合に薄かつたが、しかも小村が晩年に在外の我国委員を指揮して重要国際会議の折衝に当らしめ、幾多の難關を排して遂に条約成立の効果を奏せしめたものは、明治四十四年の五月より七月に亘り米国華府に開催された日米英露四カ国の鰐鰐保護會議である。この會議の成果に係る條約は、小村の挂冠後四カ月、永眠の翌月を以て公布されたのであるが、その折衝及び調印は彼の在職中に係り、しかも小村の外交運用としては、ほどその終末事件に属するから、その経過について一言せざるを得ない。

抑も鰐鰐は北太平洋中、主として米露兩國の領有島嶼内に棲息し、樺太にも多少生棲する貴重な海獣で、その獵獲に關しては英國も深大の利害關係を有し、ために同獸の保護は多年これ等關係諸國間の問題となり、既に明治二十六七年の交、英米露の三国は海上數十哩以外に於ける獵獲禁止を相互の間に実行し、次で明治三十年中、米國の主權にて同獸保護會議が華府にて開催せられ、我が政府もこれに参加したが、英國はカナダの利益に顧みて参加しなかつたので、我國を拘束すべき何等條約の締結を見るに至らなかつたものである。その後同獸の獵獲益々盛に行われ、しかもその蕃殖はこれに伴わず、随つてその濫獵を放任するに於ては、終には同獸の滅尽を見るに至る虞あるのみならず、各國獵船は互に他國の区域に侵入し、他國の捕拿抑留に遭い、ために延いて國際紛争を反覆するの懸念もあつ

た。されば同獸の獵獲に最も重大な利害關係を有する米國は、特にこれが保護蕃殖に顧念し、明治四十二年一月、日英露三国政府に對しこれに關する訂約會議の開催を提議し、我が政府は英露兩國にして同意なるに於ては主義上これに異議なき旨を回答した。その翌々四十四年の三月、米國政府は右に關し英露兩國の同意を経た趣を以て、速に該會議を華府に開きたく、なお關係諸國に於て同意なるに於ては、他の海獣及び鳥類保護の問題をも併せて附議したき旨を添えて我が政府に参加方を招請する所があつた。

小村はこの招請に同意を表した。たゞ彼は、我が政府の同意は専ら同獸の蕃殖を適当に保護するの意に基くものであるから、その獵獲を永久に禁ずるが如き、また獵獲上不均等の差別を設くるが如き等の場合には、我が政府の本會議參同の趣旨に反するのみならず、日本の實利に影響する所また少からずとし、すなわち條約締結の際はその有効期限を限定し、以て実施の効果如何を驗知するの余地を存置すべきは勿論、海上獵獲に於て従来我が臣民の享有せる利益に對する影響に關しても、充分の考量を加うるの要ありとし、同會議に参加する我國委員に附与すべき訓令案を具して同四十四年三月末これを會議に提出した。初め我が政府当局者は、大要五カ年間海陸共に鰐鰐の獵獲を禁ずるか、または海上獵獲を禁じて陸上獵獲には相當制限を設くることとし、そしていづれの場合に於ても海上獵獲者の損害に對しては、蕃殖物領有國に於て相當分担率を定めてこれを補償せしむべしとの方案を立てたが、小村は之について更に考量を重ね、なおこれより先き同年二月に成立した本件關係の米英條約をも斟酌し、結局同獸獵獲禁止区域は米英條約第一條に準じ、北緯三十五度以北の太平洋全部、ベーリング海、オホツク海、及び日本海を包含する部分と為すこと、獵獲禁止期間は十五カ年を超過せざること、保護制限案には我國に對する賠償支払または取得分配の條

件を附すること、年々蕃殖地に於ける獵獲の割合を一定し、これを變更または中止せんとする場合には予め關係國間に協議すること、米英条約第三條にある前金払の我が取得額は七十五万弗と爲すこと等の大体の方針を定めた。そして閣議はこれを容れたので、小村は我國の委員たる駐米内田大使及び道家水産局長に対し叙上の趣旨に係る訓令を附与し、これを依して同會議に臨ましめた。

會議は同四十四年五月十一日より七月七日に亘り、華府國務省に於て前後十二回の開催があつた。その際他の諸点は格別の難題とならなかつたけれども、補償問題は關係各國の利害互に錯綜する所頗る大なりしだけ、その折合は最も困難な案件であつた。米露兩國は共に広大なる臘脂獸蕃殖場を有し、その獸群の減少するは一に海上獵獲にありとの見解で、これを禁止する希望を有し、随つて利害及び希望の同一なるからして常に相提携し、そして日英兩國は共に從來専ら海上獵獲を事とし、随つてこれが禁止は本業に大打撃を受けるを免れない所から、その損害に対しては相當の補償を求めざるを得ざる立場にあつた。されど米國は、我が海豹島の利益を過当に見積り、そして純然たる海上獵獲國の英國には自國の收獲の二割を分与し、これを以て我が海豹島に均しき蕃殖場を英國に与えたるものとし、かくして關係四國はいづれも蕃殖場を有する國であるから、海上漁獲を禁ずるも互に何等補償問題はなきに至るべしとの意見を持して動かない。そして米露兩國は結局その收獲の二割五分を日英兩國に提供し、兩國の間に適宜これを分配せしめようと提議したが、英國は寧ろ我國をして無償にて海上獵獲禁止を承諾せしめ、独り自ら米露兩國より提供する補償を占取せんと欲するが如き態度を執り、議は容易に纏らなかつた。我國委員よりは (一) 米國よりその收獲高の三割五分を提供せしめ、これを日英兩國間に均分すること。 (二) 露國より同様三割五分を提供せしめ、日本は三割、

英國は五分を取ること、 (三) 日本より提供する三割五分の分配方は他の三国間の協定に一任することの案を以て三国委員と折衝を試みたが、その賛成を得ない。更に米國委員よりは、その收獲の二割五分を日英兩國に提供し、日英兩國に於てその一半すなわち一割二分五厘宛を均等に取得すべしとの案を提出したが、これに対し英國委員は自國の一割五分取得説を唱え、我國委員は一割七分五厘取得説を固持して互に相降らず、遂に延會説すら出で、談判はまさに不調に陥らんとするの形勢となつた。

大統領タフトはこれを憂え、六月十二日を以て突如我が聖上陛下に長文の親電を寄せ、日米兩國の親交に鑑み本會議を不調に了らしむることなきを切望すること、若し關係諸國にして互議の方針を執り、すなわち日英兩國は米國の收獲の一割五分宛を領し、米國はまた日本の收獲の一割五分を領してこれを米英兩國間に然るべく分配し、また日英露三国にして然るべく協定を遂ぐるに於ては、妥協の成立必しも難きにあらざるべきが故に、この提案にして受諾せらるゝに於ては、自分はその妥協方を自國委員に訓令すべきことの意を披陳した。我が聖上陛下にはこれに対し懇篤なる答電を發せられた。兩國元首間のこの親電交換は幸に局面の一変を促し、爾後數回の公私交渉を経て米國の收獲分配に関する妥協は成り、次で露國の收獲分配についても、米國委員より英國同様我國に便益を与うべき旨の証言を与えたので、英國との間にも妥協を見、茲に四カ國間の協定が成立し、全文十七カ條より成る條約案の議定となり、七月七日これに調印した。この條約案は米國上院は同月二十四日これを批准し、我方も四十四年十一月六日に批准があつて、次で華府でその交換を了した。そして我國に於ては、翌十二月二十四日條約の公布と共に、別に獵虎及び臘脂獸の獵獲禁止に関する勅令の公布を見た。